

## 日本学生支援機構 令和5年度大学院修士・博士前期課程進学予定者に係る 「特に優れた業績による返還免除内定候補者」の募集について

日本学生支援機構の「特に優れた業績による返還免除」制度において、従来の博士・博士後期課程の第一種奨学生を対象とした「返還免除博士課程内定制度」とは別に、新たに修士・博士前期課程へ進学を予定している方を対象とした「返還免除修士課程内定制度」が創設されました。

本制度における令和5年度の返還免除内定候補者を募集しますので、申請を希望される方は、以下の内容を確認のうえ、必要書類を所定の提出期間及び提出先へ提出してください。

### 1 制度の概要

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」と略します。）での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的とし、修士課程等への進学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。

### 2 制度の対象者

令和5年度に修士課程等への進学を希望している者から対象となります。

修士課程等への進学を希望している者であれば、大学学部の学生に限らず短期大学専攻科・高等専門学校専攻科の学生や、既に大学学部等を卒業している者、飛び級により進学を予定している者等、各大学院において入学資格があると認められた者はいずれも対象となります。ただし、一貫制博士課程への進学を予定している者は、本制度の対象外となります。

### 3 対象者の要件

次の①～③のいずれも満たす必要があります。

- ① 学部において修学支援新制度を利用していること（※1）又は修学支援新制度は利用していないが、住民税非課税世帯であること（※2）。

（※1） 修学支援新制度利用者であっても、本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅲのいずれか）であるが資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。

（※2） 申請者本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母（2名））の所得証明書等（申請時に取得可能な最新の年度のもの）により全員の住民税所得割額が非課税であることが必要です。

注）「修学支援新制度」については、文部科学省 HP の以下 URL（高等教育の修学支援新制度）に詳細が掲載されていますので、適宜、確認してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

- ② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。
- ③ 将来、上記②の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができることと認められること。

#### 4 申請から採用後の諸手続までの流れ

##### (1) 申請《必要書類の提出》

下表の必要書類を、申請受付期間内に所定の提出先へ提出してください。

※申請書類に不備（記入間違い、記入漏れ、必要書類の不足等）がある場合は、受付できませんので、提出前に必ず不備がないか確認してください。

必 要 書 類	<p>① 令和5年度徳島大学大学院修士・博士前期課程進学予定者用 特に優れた業績による返還免除内定候補者申請に係る「対象者の要件確認申告書」（本学様式）</p> <hr/> <p>②令和5年度進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定制度スカラネット入力下書き用紙（修士課程及び専門職学位課程用）【原本】</p> <p>スカラネット入力時に必要となるため、必ず、本人控え用として、コピーをとってください。</p> <p>※「進学予定先情報・在学情報」&gt;「B-あなたの進学予定先情報・在学情報」&gt;「1. 進学予定先大学院」&gt;「(6)あなたの大学院進学の目的と研究計画を記入してください（全角400字以内）」欄は、ワード等で作成し、印刷のうえ、別紙として添付してください。</p> <p>また、自身の「研究計画」が、特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」のいずれに相当するの分かるよう記入してください。</p> <hr/> <p>③学部において修学支援新制度を利用している者は、「スカラネット・パーソナル」から、「奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス」の「詳細情報」の画面（奨学生番号ごとの詳細情報）の給付奨学金の奨学生番号（奨学生番号の1桁目が「5」で始まるもの）を押下し表示された内容をプリントアウトしたもの</p> <hr/> <p>④学部において修学支援新制度を利用していない（給付奨学金を受給していない）場合は、申請者本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母（2名）の所得金額・課税額・控除額が記載された、記載省略がない(全項目証明の)所得証明書（申請時に取得可能な最新の年度のもの）） 注) 所得金額・課税額・控除額が記載されていない証明書は受付できません。</p> <hr/> <p>⑤大学学部の直近の成績証明書（本学学部学生の場合でも必要です。）</p> <hr/> <p>⑥指導教員推薦所見（該当する方へ後日、連絡します。）</p>
申請受付期間	令和5年1月16日（月）～令和5年1月20日（金）

## I 窓口で申請

### 〔創成科学研究科 博士前期課程へ進学を予定している方〕

以下により予約を取ったうえで、予約した日時に学務部学生支援課経済支援係（奨学金担当）〔教養教育4号館1階西詰〕へ必要書類を提出してください。

※新型コロナウイルス感染症予防及び窓口混雑緩和の観点から、申請は予約制とします。予約を取っていない方の申請受付はできませんのでご注意ください。

【申請受付時間】〔9:00～12:00、13:00～17:00〕

次のURLにアクセスし、予約フォームにより受付時間を選択のうえ、予約を取ってください。

<https://outlook.office365.com/owa/calendar/Bookings794135@tokushimau niv.onmicrosoft.com/bookings/s/vPQyUlj9Nk-1mEtf00jsaw2>



サインインの際は、cアカウントメールアドレスを入力してください。予約を行った時間の3分前に窓口へお越しください。

注) 申請期間の終わりに近づくにつれ、予約が取りにくい状況となります。自身の希望する時間帯に予約が取れるとは限りませんので、早めに予約してください。

### 〔医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科（修士・博士前期課程）へ進学を予定している方〕

以下の申請受付時間内に提出先へ提出してください。

【申請受付時間】〔9:00～12:00、13:00～17:00〕

## II 郵送で申請

必要書類一式及びA4用紙が1枚封入可能な返信用封筒（表面に申込者の住所（郵便番号）、氏名を記入し、84円切手を貼付）を、提出先へ郵送してください。（返信用封筒は、「(2)識別番号」の通知用に必要となります。）

注1) 封筒の表面左部分に、赤字で「返還免除修士内定制度 申請書類 在中」と記載してください。

注2) 郵送で提出する場合でも、スカラネット入力期限は、**1月20日（金）**となります。書類に不備がある場合はスカラネットの入力時に必要となる「識別番号」をお送りすることが出来ず、1月20日（金）までに、スカラネット入力ができない虞がありますので、提出前に必ず不備がないか確認し、早めに郵送するようにしてください。

提出先

### 〔創成科学研究科 博士前期課程へ進学を予定している方〕

〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地

学務部学生支援課経済支援係〔奨学金担当〕（教養教育4号館1階西詰）

TEL 088-615-4470

	<p>〔医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科（修士・博士前期課程）へ進学を予定している方〕</p> <p>〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18-15</p> <p>医学部学務課学生係（医学基礎A棟1階）</p> <p>TEL 088-633-7030</p>
--	--

## (2) 申請書類の確認《識別番号を通知》

申請書類に不備がないか担当係において確認します。不備がない場合は、スカラネット入力時に必要な「識別番号」（ユーザID・パスワード）を次により通知します。

### ①窓口で申請された方

申請書類受付時に通知します。

### ②郵送で申請された方

同封いただいた返信用封筒に「識別番号」が記載された文書を封入のうえ返送します。

## (3) スカラネットによる申請

スカラネット入力下書き用紙に記入した内容を申請者がインターネット（スカラネット）から入力してください。入力後、スカラネット入力下書き用紙に受付番号、誓約日を記入し、申請完了となります。

スカラネット入力期限 **令和5年1月20日（金）**

スカラネット入力受付時間 8:00～25:00（最終締切日の受付時間は、8:00～24:00）

## (4) 学内選考

対象者の要件を満たしている方について、学内で候補者を選考します。

選考は、大学院修士・博士前期課程の入学試験の成績等をもとに、文部科学省令第1号～第10号で定める各業績について、十分な成果を挙げる見込みがある者として、学内選考基準に基づき行います。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（文部科学省令第二十三号）（抄）  
（専攻分野に関する業績）

第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

- 一 学位論文その他の研究論文
- 二 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
- 三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
- 四 著書、データベースその他の著作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）
- 五 発明
- 六 授業科目の成績
- 七 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- 九 スポーツの競技会における成績
- 十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

注) 別途、「指導教員推薦所見」（本学様式）の提出を依頼することがあります。該当者には改めて連絡しますので、指導教員に作成（記入）を依頼し、指導教員から封筒に厳封された「指導教員推薦所見」を受け取り、所定の期日までに上記4（1）の提出先へ提出してください。

#### (5) 学内選考の結果通知

学内選考の結果は、令和5年3月下旬に「教務システム」の「メッセージ」により、通知します。（他大学に在学中など、現在、本学に在学されていない方は、郵送でお知らせします。）

#### (6) 採否決定の通知

日本学生支援機構へ推薦した者に係る採否決定は令和5年6月下旬となります。「教務システム」の「メッセージ」により、通知します。

#### (7) 第一種奨学金の申込み

本内定制度を利用するためには、大学院の予約採用あるいは修士課程等へ進学後の在学採用で第一種奨学金を申込み必要があります。

また、内定の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なる基準であることから、内定者として決定されたとしても、第一種奨学金が必ずしも採用されるとは限りません。なお、第一種奨学金が不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

#### (8) 中間評価の実施

内定者となった場合は年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）。

以下の①から③のすべてを満たしているか確認し、機構へ報告します。

- ① 第一種奨学生の適格認定の区分の「廃止」又は「停止」に該当していないこと
- ② 修業年限内に課程を修了する見込みであること
- ③ 文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、十分な成果を挙げる見込みがあること

注) 適格認定で「警告」の認定を受けた場合は③を満たしていない人として報告されます。

### 5 その他留意事項

書類受領後も確認等のため、下記電話から、申込者の携帯電話へ電話することがあります。授業等で電話に回答できない場合でも、**下記番号から着信があった場合は、折り返し、下記へ電話連絡をお願いします。連絡が取れない状態が続いた場合、選考から除外することがあります。**

#### 〔創成科学研究科 博士前期課程へ進学を予定している方〕

学務部学生支援課経済支援係〔奨学金担当〕（教養教育4号館1階西詰）  
TEL 088-615-4470、088-656-7111（予備）

#### 〔医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科（修士・博士前期課程）へ進学を予定している方〕

医学部学務課学生係（医学基礎A棟1階）  
TEL 088-633-7030、088-633-7982（予備）